

訪問看護利用料金表（医療保険）

R 7 年 6 月 1 日現在

医 療 保 険		基本療養費の額	基本利用料（利用者負担金）		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本療養費Ⅰ (1日につき) *1	週3日目まで *2-1	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週4日目以降 *2-2	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	専門の研修を受けた看護師による場合*3	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
基本療養費Ⅱ (1日につき) *4	週3日目まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週4日目以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	専門の研修を受けた看護師による場合*3	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円
基本療養費Ⅲ (1日につき) *5		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
管理療養費1 (1日につき)	1 日目	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円
		1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円
緊急訪問看護加算（在宅療養支援診療所・病院の指示の下、緊急訪問1日につき）		2,650 円	265 円	530 円	795 円
緊急訪問看護加算 月15日目以降 緊急訪問1日につき		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間訪問看護加算 *6		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
24 時間対応体制加算 イ（月1回）業務の軽減を図っている		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
24 時間対応体制加算 ロ（月1回）上記以外		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
特別管理加算 （月1回）	*7	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外の方	2,500 円	250 円	500 円	750 円
夜間・早朝加算（6時～8時・18時～22時）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22時～6時）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算（特別管理加算の対象者は退院時共同指導加算に上乗せ）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
長時間退院支援指導加算 *8		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
複数名訪問看護加算 （週1回）	看護師、作業療法士等	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護補助者	3,000 円	300 円	600 円	900 円
専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
乳幼児加算 1日につき		1,300 円	130 円	260 円	390 円
乳幼児加算 1日につき ①超重症児又は準超重症児 ②別表7に該当 ③別表8に該当		1,800 円	180 円	360 円	540 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア療養費 *9		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費（月1回）*10		1,500 円	150 円	300 円	450 円
ベースアップ評価料		780 円	78 円	156 円	234 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

*1 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費

*2 精神科訪問看護の場合、医師の指示により30分未満の訪問看護を実施した場合 2-1は4,250円 2-2は5,100円

*3 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は緩和ケアに係る専門の研修、特定行為研修（創傷管理関連）を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションなどの看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合 1回を限度として算定

*4 同一建物居住者に対し、一日に3人以上の訪問看護を実施した場合

*5 入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対しその者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合

*6 ①15歳未満の超重症児又は準超重症児、15歳未満の小児であって特別管理加算の対象者②特別管理加算の対象者③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ①にあつては週3日算定可能

*7 ①在宅悪性腫瘍指導管理②在宅気管切開患者指導管理③気管カニューレを使用している状態④留置カテーテルを使用している状態

*8 90分を超えた場合、および複数回の退院指導の合計が90分を超えた場合

*9 主治医との連携のもと、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合（24時間以内の在宅以外での死亡を含む）

*10 市町村、義務教育・高等学校等（大学除く）諸学校からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供 保険医療機関の入院・入所にあたり、主治医への訪問看護に係る情報提供